

<田中常任理事>

税務担当理事の田中でございます。前段の消費税についてお答えいたします。富田先生、タイムリーなご質問ありがとうございます。そもそも消費税制度には低所得者により多くの負担をかける逆進性の問題、それから輸出業者へのご指摘のありました戻し税の措置とか、小規模事業者に対する免税措置、それから簡易課税措置など複雑な内容が絡んでおりまして、最終消費者であります国民のみならず、われわれ事業者からみても決して平等な制度とはいえない状態に置かれていると思います。

わが医療界におきまして、消費税はその構造的瑕疵によりまして医療機関に不合理な控除対象外消費税、ひいては損税を発生させております。この額は日本全体で消費税率5%の時代に2420億円にも達する巨額なもので診療報酬削減策の今日、医療機関の経営を一層圧迫してまいりました。

現在、8%の消費税が、来年秋には10%に増税されようとしております。それに合わせて医療に係る不合理な消費税問題の抜本的解決が強く求められるゆえんでございます。

日本医師会の税制検討委員会では、前から消費税率10%へ向けての対応策をいろいろ検討しております。実際に列挙すると多数ありまして、とても詳述はできませんが、柱となるのは大きく分けて次の4通りです。

第1案は「課税化してゼロ税率」にする。

第2案は「課税化して軽減税率」にする。

第3案は「現状の非課税のまま仕入れ税額控除の全額還付」にする。

第4案は「現状の非課税のまま、10パーセントへの増税分の2パーセントだけ還付させる、すなわち、非課税のままの一部分還付」とする、などです。

いずれを選択しても、医療機関にとっては一長一短がありまして、何れの医療機関においても相応の影響は必至であります。

第1案、2案では医療機関の仕入れ税額控除が完全に解消されます。そうなれば、理論上は医療機関に控除対象外消費税が存在しなくなるので、補填されている診療報酬上の上乗せ分 $0.77\% + 0.76\% + 1.36\% =$ 計3%弱が診療報酬から剥ぎ落とされる事になります。消費税率5%の際の診療報酬による補填分1.53% ($0.76 + 0.77 = 1.53$) は日本医師会の解釈では数回の診療報酬改定に伴う医療費項目の包括化、逡減化、削除により、大幅に減少し実態に合わないとして厚労省保険局に新たな遡及的検証を求めています。但し、当局はのりくらりの対応で動こうとせず1.53%は現存しているとの立場を崩していません。

医療機関の仕入全額控除が完全に解消すれば、診療報酬から剥がされる金額は、およそ1兆6千億円ぐらいになります。話は、ちと変わりますが、小泉内閣の時代、骨太の方針により向こう5年間で社会福祉費を1兆1千億削減する、すなわち、年間2千2百億円を削減したところ、2、3年後には(削減額4400~6600億円)、日本のあちらこちらで地域医療の崩壊を目の当たりにするようになりました。剥がされるであろう1兆6千億円という金額が如何に巨大であるかお分かりいただけたらと思います。診療報酬から1兆6千億円を一度に引き剥がされたら、医療機関を始め医療界にはかなりの影響が及ぶものと覚悟をしなければなりません。

その他、所得税の概算経費率、いわゆる所得計算4段階制、ここにやっぱりメスが入ってしまう恐れがある。また、地方税ではあります法人事業税5%の減免措置の継続性にも影響が及ぶということで、財務当局は控除対象外消費税をいじれば消費税だけの問題ではなくて、医療全般に及ぶ税制度に絡んで更なる税収の獲得を目論んでくるのです。どのよう展開になるかは分かりません。与党には「医療と税制のPT(野田毅会長)」なるチームも党税調と共に活発に活動しているようです。



それから、免税事業者（診療所のおよそ7割）や簡易課税業者（診療所の約2割）ということで、これらの方々が免税事業者や簡易課税業者から外れて課税対象になる可能性が高いという問題をどの様に捉えていくのか。医療機関の立ち位置によって大きく影響に差異が発生するのです。

現在、日本医師会それから4病院団体協議会は患者負担、国民負担、保険者負担を増やすことなく仕入税額控除が可能となる課税化ゼロ税率を真正面から求めております。

一方、小規模診療所が大多数を占める日本歯科医師会は非課税全額還付で、非課税のまま全額還付させる第3案を進めているわけです。仕入税額控除の解消だけに主眼をおき、それでいいと思っている節もあるんですね。この第3案に対して日本医師会も一定の理解を示していますが、消費税は将来にわたり増税されていく可能性の高い税でありまして高税率にも耐えられる制度であることは重要な点で御座います。医療機関の規模は1000床を越える特定機能病院から無床診療所まで、また設立母体をみても国公立の官立から民間まで、それぞれの立場はみんな異なりますけれど財務当局、厚労省など国を相手にするときは医療団体の要望は一本化しなければなりません。

2015年、来年の10月に消費税が10%に増税されるか否かの決定は、ニュースでご承知のように今年の12月に総理大臣が決断するという事です。そこで時間軸を逆算すると今年の8月末までに日本医師会が医療団体の代表として要望を一本に絞って政府に明示しなくてはいけない切迫した状況なのです。日医執行部は最後の苦しみで現在、喘いでいると思われまます。

国家財政が非常に厳しい折でもありますから、還付に関する財源問題、それから課税化した際の国民負担の解消方法など多くの問題も併せて解決しなければなりません。質問者もちょっと述べておられますけど、給付付き税額控除にしても、マイナンバー法の法案通過の2015年以降の話であって、いま直ぐにという話にはなりません。その辺の財源問題は、本来は国・財政当局の管掌事項の問題で医師会自身の関知するところではありませんが他者へも一顧して協力すべき点は協力し知恵を絞らないといけません。

社会の良識、国民視線、それから他業界も医師会・医療界がどのような方針決定をするか息を詰めて見守っている事でしょう。轍を踏まないように、将来にわたり時代の評価に耐えうるような成果を獲得しなければいけません。謂われ無き、「医療機関における消費税、損税問題」は、医師、医療機関にとり「平成の呪縛」以外の何物でもありません。医療機関が、この呪縛から完全に解放されることを望んでやみません。回答は以上でございます。